

## 令和8年度 包括外部監査契約の締結について

## 1 契約の概要

中核市は、地方自治法（第252条の36第1項）の規定により、毎会計年度に係る包括外部監査契約を締結しなければならないこととなっており、令和8年度に係る包括外部監査について、契約を締結するものである。

## 2 契約の目的

監査の実施及び監査の結果に関する報告の提出

## 3 契約の期間の始期

令和8年4月1日

## 4 監査に要する費用の額

12,859,242円を上限とする。  
（執務費用及び報告書作成費用等の合算額）

## 5 契約の相手方

日本公認会計士協会 東北会青森県会 所属

公認会計士 はと けんじ  
鳩 健二 氏

住 所 青森県八戸市長根二丁目7番14号

## 6 契約の相手方に係る包括外部監査の実績

令和2年度～令和4年度	青森県包括外部監査人
平成26年度～令和元年度、令和5年度	青森県包括外部監査人補助者
令和元年度～令和5年度	八戸市包括外部監査人補助者
令和6年度～令和7年度	青森市包括外部監査人

## 7 契約の相手方と契約締結をする理由

- 地方自治法（第252条の28第1項及び第2項）の規定により、外部監査契約を締結できる者は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者で、弁護士、公認会計士、監査実務に精通する一定の行政事務経験者に該当する者又は税理士であること。
- 包括外部監査人として契約できる者のうち公認会計士は、監査及び会計の専門家であり、企業会計等に関する専門的知識を有し、地方公共団体の監査に有用であること。
- 地方自治法（第252条の36第4項）の規定により、包括外部監査契約を締結する場合は、同一の者と連続して3回まで契約の締結ができること。